

長期収載品(先発医薬品)の 選定療養について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、**自己負担が発生**します。

ジェネリック
(後発品)
を使おう!

※長期収載品とは既に特許が切れており、同じ効能・効果を持つ後発医薬品が発売されている先発医薬品のことをいいます。

【選定療養費の対象となる長期収載品(先発医薬品)】

後発医薬品の発売から5年以上経過した長期収載品(先発医薬品)または、後発医薬品への置き換え率が50%以上となっている長期収載品が対象です。

【自己負担額】

先発医薬品と後発医薬品の価格差の**2分の1**と消費税

先発医薬品
※医療上の必要性がある場合

保険給付

患者負担

後発医薬品

保険給付

患者負担

先発医薬品と
後発医薬品の価格差

先発医薬品
※患者が希望する場合

保険給付

患者負担

特別の
料金

価格差の1/2相当

患者負担の総額

例：先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の2分の1である20円を、通常の1～3割の患者負担とは自己負担が発生します。

【選定療養費の対象外となる場合】

医療上長期収載品の必要があると認められる場合および後発医薬品を提供することが困難な場合は引き続き保険給付となります。